

2017年3月作成 5版

日本標準商品分類番号 879923

貯 法 気密容器

承認指令書番号 農林水産省指令 23 動葉第 2177 号

販売開始 1994年11月

使用前に必ず本書を読み、内容を理解したうえで使用してください。  
また、本書を必要なときに参照できるように大切に保管してください。

**動物用医薬品**

**逆性石けん系殺菌消毒剤  
(家畜伝染病予防法指定消毒薬含有製剤)**

**使用基準**

**パンパックス<sup>®</sup>100  
PANVAX<sup>®</sup> 100**

本剤は DDC (塩化ジデシルジメチルアンモニウム) を主成分とする逆性石けんで、広い抗菌スペクトルを有し、真菌などへの防カビ性にも優れています。使用にあたっても刺激が少なく、従来の逆性石けんに比べ洗浄力等も優れています。

塩化ベンザルコニウムは代表的な逆性石けんですが、本剤はこれよりも 2 ~ 4 倍も抗菌力があり、且つ防カビ効力、防藻効力を持っています。

**【成分及び分量】**

本剤 100 mL 中  
塩化ジデシルジメチルアンモニウム…………… 10.0 g

**【効能又は効果】**

I. 畜産領域

- (1) 畜・鶏舎の消毒
- (2) 搾乳器具・ふ卵器具の消毒
- (3) 畜・鶏体の消毒
- (4) 乳房・乳頭の消毒
- (5) 種卵卵殻の消毒
- (6) 伝染病発生時の鶏の飲水の消毒

II. 家畜診療領域

- (1) 家畜診療・繁殖用器具器械の消毒
- (2) 外傷部位の消毒
- (3) 手術部位の消毒

**【用法及び用量】**

I. 畜産領域

(1) 畜・鶏舎

有効成分として 0.005 ~ 0.02 % となるよう水又は温湯で希釈した液 (500 ~ 2000 倍希釈液) を床面又は壁に適量散布するか又は適宜噴霧するか又はそれらの液で洗浄若しくは清拭する。

(2) 搾乳器具・ふ卵器具

有効成分として 0.005 ~ 0.02 % となる水溶液 (500 ~ 2000 倍希釈液) を適量散布するか又は同濃度の水溶液で洗浄若しくは清拭する。

(3) 畜・鶏体

有効成分として 0.005 ~ 0.02 % となる水溶液 (500 ~ 2000 倍希釈液) を畜・鶏体に直接噴霧する。

畜体表面の真菌の消毒には有効成分として 0.05 ~ 0.1 % となる温湯液 (100 ~ 200 倍希釈液) を畜体に直接噴霧する。

(4) 乳房・乳頭

有効成分として 0.005 ~ 0.01 % となる水溶液 (1000 ~ 2000 倍希釈液) で清拭又は洗浄する。

(5) 種卵卵殻

有効成分として 0.005 ~ 0.02 % となる水溶液 (500 ~ 2000 倍希釈液) を噴霧するか又は有効成分として 0.02 ~ 0.04 % となる水溶液 (250 ~ 500 倍希釈液) で清拭する。

(6) 伝染病発生時の鶏の飲水の消毒

有効成分として 0.00125 ~ 0.00167 % となるように鶏の飲水に希釈して用いる (6000 ~ 8000 倍希釈液)。

II. 家畜診療領域

(1) 器具・器械

有効成分として 0.01 ~ 0.02 % となる水溶液 (500 ~ 1000 倍希釈液) で 30 分間以上浸漬するか又は有効成分として 0.02 ~ 0.1 % となる水溶液 (100 ~ 500 倍希釈液) で清拭する。

(2) 外傷部位

有効成分として 0.005 ~ 0.025 % となる水溶液 (400 ~ 2000 倍希釈液) で適宜湿布、清拭又は洗浄する。

(3) 手術部位

有効成分として 0.005 ~ 0.025 % となる水溶液 (400 ~ 2000 倍希釈液) で適宜清拭又は洗浄する。

**休薬期間**

本剤を畜・鶏体への直接噴霧に用いた場合、下記の期間は食用に供する目的で出荷等を行わないこと。

牛 : 5 日間

豚 : 5 日間

鶏 : 3 日間

馬 : 5 日間

縄・山羊 : 5 日間

## 【使用上の注意】

### (基本的事項)

#### 1. 守らなければならないこと

##### (一般的注意)

- ・本剤は獣医師の指導の下で使用すること。
- ・本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤を畜・鶏体への直接噴霧に用いた場合、下記の期間は食用に供する目的で出荷等を行わないこと。  
牛：5日間  
豚：5日間  
鶏：3日間  
馬：5日間  
縫・山羊：5日間
- ・本剤を飲水添加により使用する場合は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（鶏）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。

鶏：食用に供するためにと殺する前5日間

##### (使用者に対する注意)

- ・散布又は噴霧中には、マスク、メガネ、ゴム手袋等の保護具を使用して、本剤を吸い込んだり、直接触れないように注意すること。
- ・使用した後又は皮膚に付着したときは石けん等でよく洗うこと。

##### (対象動物に関する注意)

- ・本剤は、伝染病発生時の飲水消毒以外経口投与しないこと。
- ・搾乳直前の乳房・乳頭の消毒は避けること。
- ・手術部位等の消毒に使用し、包帯をする場合は通気性を十分に考慮すること。

##### (取扱い及び廃棄のための注意)

- ・本剤の外観又は内容物に異常が認められた場合は使用しないこと。
- ・本剤は有効期間を設定してある動物用医薬品なので使用期限を過ぎた医薬品は使用しないこと。
- ・石けんその他のアニオノン界面活性剤との併用は避けること。（沈でんを生じ、消毒効果が低下することがある。）
- ・希釈液は、使用の都度調製すること。
- ・希釈液を調製する場合には、次のことについて注意すること。  
ア) 原液は、油脂や他の薬品類と直接接触させないこと。  
イ) 鉄、亜鉛、ブリキ等の金属器具を腐食させることがあるので、プラスチック製又はステンレス製の容器等で調製すること。  
ウ) 調製に使用する容器は、あらかじめ十分に水洗しておくこと。
- ・搾乳器具は、消毒後、水で十分に洗浄し、牛乳中に薬剤が混入しないようになること。
- ・有機物質等（糞・尿等の汚物、血液、血清、牛乳等）は、本剤の消毒効果を減弱させるので、水で十分に清拭又は洗浄して有機物質等を除去してから使用すること。
- ・本剤は他の殺虫剤や消毒剤と混合して使用しないこと。
- ・食品用の容器に小分けして使用又は保管しないこと。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤の保管は直射日光及び高温を避けること。
- ・大量の薬液が、活性汚泥法による汚水処理施設等に流入しないようになること。
- ・薬液が魚類の生息する河川等に直接流入しないよう注意すること。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないよう注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

#### 2. 使用に際して気を付けること

##### (使用者に対する注意)

- ・誤って薬剤を飲み込んだ者は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・アレルギー体质者等で、発赤、搔痒感等の過敏症状が現れた場合には、直ちに使用を中止すること。
- ・本剤が誤って眼、鼻、口等に入ったときは、直ちに水で洗浄やうがい等を行い、医師の診察を受けること。
- ・原液及び濃厚液が皮膚、眼、飲食物、飼料、被服、幼小児の玩具等に直接かかるないように注意すること。
- ・原液及び希釈液を誤飲しないよう注意すること。

##### (対象動物に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

## 【包 装】

1 L、18 L、180 L

## 【製品情報お問い合わせ先】

フジタ製薬株式会社

〒193-0942 東京都八王子市柄田町1211

電話 (042) 661-5528 (代)

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。

製造販売元



フジタ製薬株式会社

東京都品川区上大崎2丁目13番2号

<http://www.fujita-pharm.co.jp>

FUJITA PHARM